

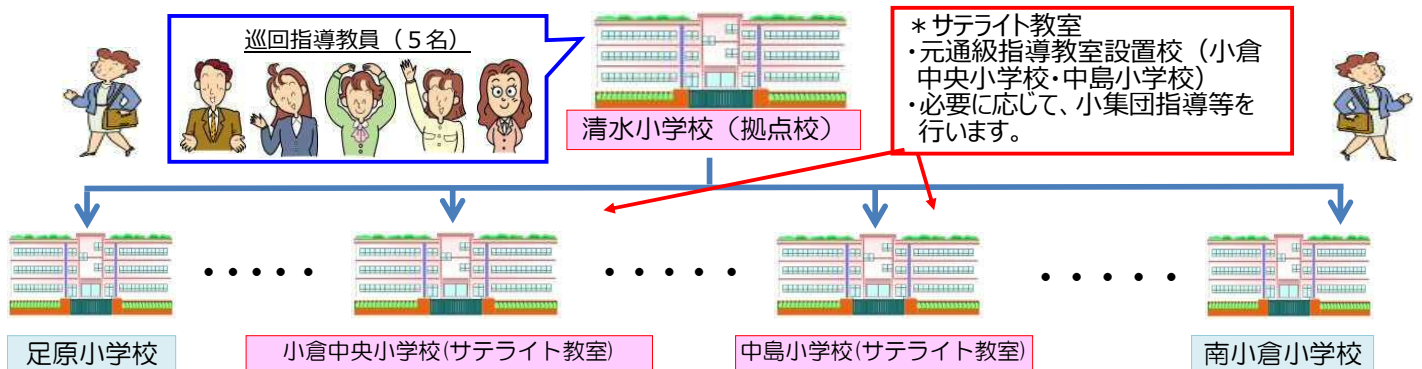
令和元年10月23日
教 育 委 員 会

所管事務調査「新学習指導要領に対応した教育について」
及び「教員の働き方改革」

- 1 特別支援教室の導入について
・・・P1～2
- 2 ICTを活用した教育について
・・・P3～4
- 3 北九州市スクールロイヤー制度について
・・・P5

1 特別支援教室の導入について

(1) 小学校における特別支援教室（校内通級）の取組（モデル地区：小倉北区）



特別支援教室（巡回指導による校内通級）

個別指導



小集団指導



- 在籍する学校の特別支援教室で、週1回45分の個別指導をします。
- 必要に応じて、在籍校や拠点校、サテライト教室で、小集団指導を行うことがあります。

- 巡回指導教員は、子どもの個別の指導の他に、在籍学級での様子を見たり、担任の先生と情報交換したりして、連携していきます。
- 特別支援教室での指導が在籍学級での学習や生活に生かせるようにします。
- 対象の子どもだけでなく、特別な教育的支援を必要とする可能性のある子どもも、必要に応じて指導・支援について、連携していきます。



授業参観（行動観察）



担任等との連携

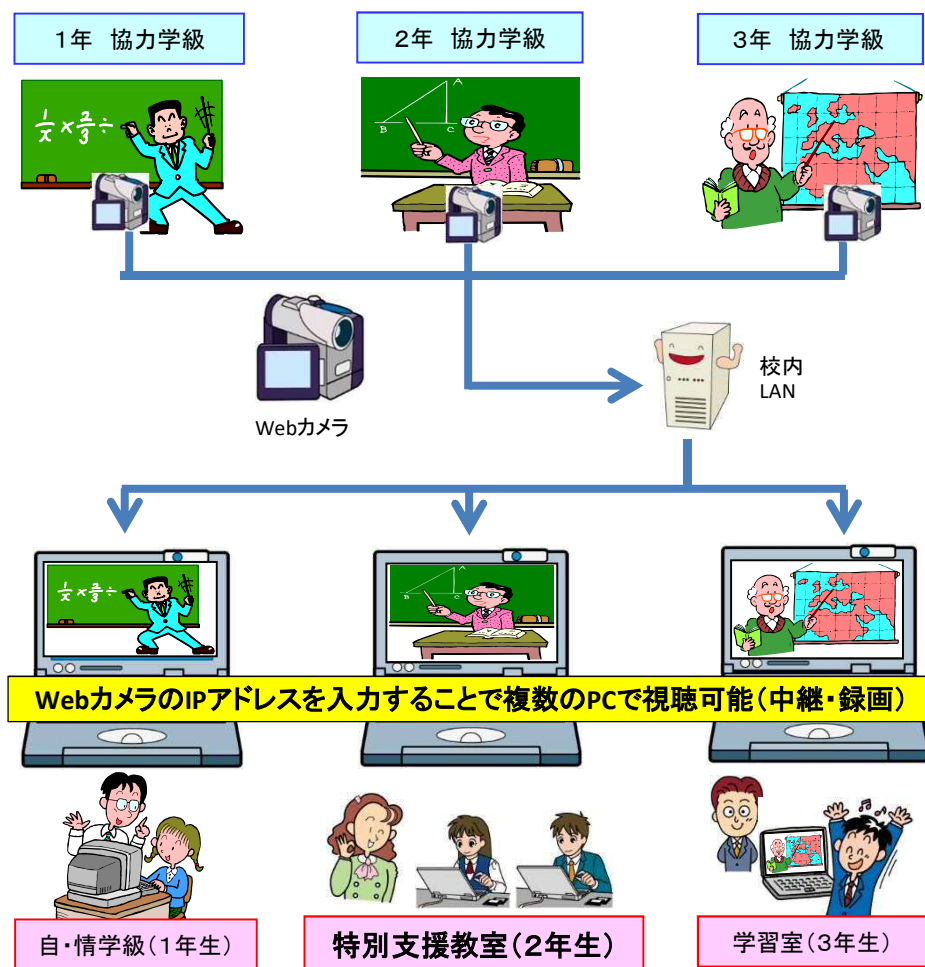


保護者との懇談・教育相談

特別支援教室（校内通級）で現在みられる効果

- 通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができるようになったことにより、保護者は送迎の負担が解消された。対象の児童は、他校に通う必要がなくなるため、通常の学級での授業を最大限受けることができるようになっている。
- 巡回指導教員が、通常の学級で学習している対象児童の様子を確認することができるために、担任との連携が深まって、指導の効果を高めることができるようになってきている。
- 対象児童がいない学校も巡回することで、多くの児童に対する指導・支援に結び付けることができつつある。

(2) 中学校における特別支援教室（遠隔授業導入）の取組 （モデル校：浅川中学校）



特別支援教室（遠隔授業）で現在みられる効果

- 障害特性に応じた学習形態・学習環境の工夫が可能である。
例) 板書をスクリーンショットでプリントアウトすることで、書字の苦手な生徒がノートをまとめることができた。
- 協力学級の授業を中継または録画で視聴でき、学習保障が可能である。
例) 定期考査の範囲を繰り返し視聴することで、理解が深まった。
- 特別支援教室（新設）や学習室等でも視聴でき、教員が見守ることで授業を受けたと見なされる。
例) 授業を受けたことで、通常の学級の生徒と同様の評価・評定を受けることができる。

2 ICTを活用した教育について

(1) 国の動向

ア 学習指導要領改訂 [小学校：R2年度 中学校 R3年度]

「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け

イ 教育のICT化に向けた制度の構築

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準(抜粋)

- ・ 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- ・ 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- ・ 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- ・ 統合型校務支援システム 100%整備
- ・ ICT支援員 4校に1人配置

(2) 本市のICT化に向けた環境整備

本市の教育のICT化については、コンピュータの段階的整備とともに、学校ネットワーク構築や電子黒板の配備、校務支援システムの導入など整備を進めてきた。

平成19年度	・ 校内LAN全校整備完了																								
平成21年度	・ 学校ネットワーク整備及び教職員1人に1台PC配備完了 ・ 「学校ICT環境整備事業」及び「電子黒板を活用した教育に関する調査研究事業」にて各校に電子黒板を1台整備(門司海青小及び向洋中は全学級に1台)																								
平成26年度	・ 情報教育推進モデル校として、門司海青小学校に無線LAN及びタブレット端末40台を導入(平成28年度以降、リーディングスクール指定)																								
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校で高速インターネット回線接続 ・ 学校コンピュータ整備計画策定(平成27～31年度) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>PC教室</th> <th>普通教室</th> <th>特別教室</th> <th>教員用</th> <th>事務用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>各校</td> <td>各校</td> <td>各校</td> <td>1人</td> <td>各校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>41台</td> <td>各教室</td> <td>5台</td> <td>1台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>各校8台</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	校種	PC教室	普通教室	特別教室	教員用	事務用	小学校	各校	各校	各校	1人	各校	中学校	41台	各教室	5台	1台	3台	特別支援学校	各校8台	1台			
校種	PC教室	普通教室	特別教室	教員用	事務用																				
小学校	各校	各校	各校	1人	各校																				
中学校	41台	各教室	5台	1台	3台																				
特別支援学校	各校8台	1台																							
平成28年度以降	・ ICTリーディングスクールとして高見中学校に無線LAN及びタブレット端末40台を導入して以降、29年度に門司中学校、30年度に高見小学校に導入																								

* リーディングスクール

平成28年度より、門司中学校区(門司中・門司海青小)・高見中学校区(高見中・高見小)の4校を指定し、タブレット端末及び無線LANを効果的に活用した学習指導の在り方等について、先導的に取り組む。

(3) 本市のICTを活用した教育の取組

ア ICTリーディングスクールでの教科における活用

実践報告会開催及び実践事例を KitaQ せんせいチャンネルに掲載

(ア) 体育科及び保健体育科

跳び箱の指導において、タブレット端末を使って撮影した複数の動画を同時に再生し、成功例と失敗例を並べてたり重ねたりして比較した授業事例



(イ) 国語科

タブレットの画面上に単語カードを作成し、適切な語順や文法を考えながらうまく組み合わせて短文をつくる授業事例



(ウ) 社会科

タブレット端末の集計・表示機能を活用した模擬選挙を行い、選挙の仕組みや課題を理解する授業事例



イ 障害のある児童生徒に対して、障害に応じた教育的ニーズを満たす活用

知的障害特別支援学校において、タブレット端末とコミュニケーション支援アプリを活用し児童の主体的な意思表示を促す指導によって、コミュニケーション能力の向上を図った。

ウ 小学校プログラミング教育推進事業

来年度より実施される小学校プログラミング教育必修化に向けて、門司海青小・今町小・志井小の3校において、教科・教材・教具の開発および授業実践研究を行い、公開授業およびプログラミング教育スタートパックを作成中である。



(4) 今後の本市の取組について

ア 令和元年度3学期より、全中学校62校にそれぞれ12台、全特別支援学校8校に障害種に応じて5台程度のタブレット端末と無線LAN環境の導入を行う。

イ 導入初期における教員の負担軽減のため、「タブレット端末の基本操作」、「タブレット端末を活用した演習」をすべての中学校において校内研修を行っている。

3 北九州市スクールロイヤー制度について

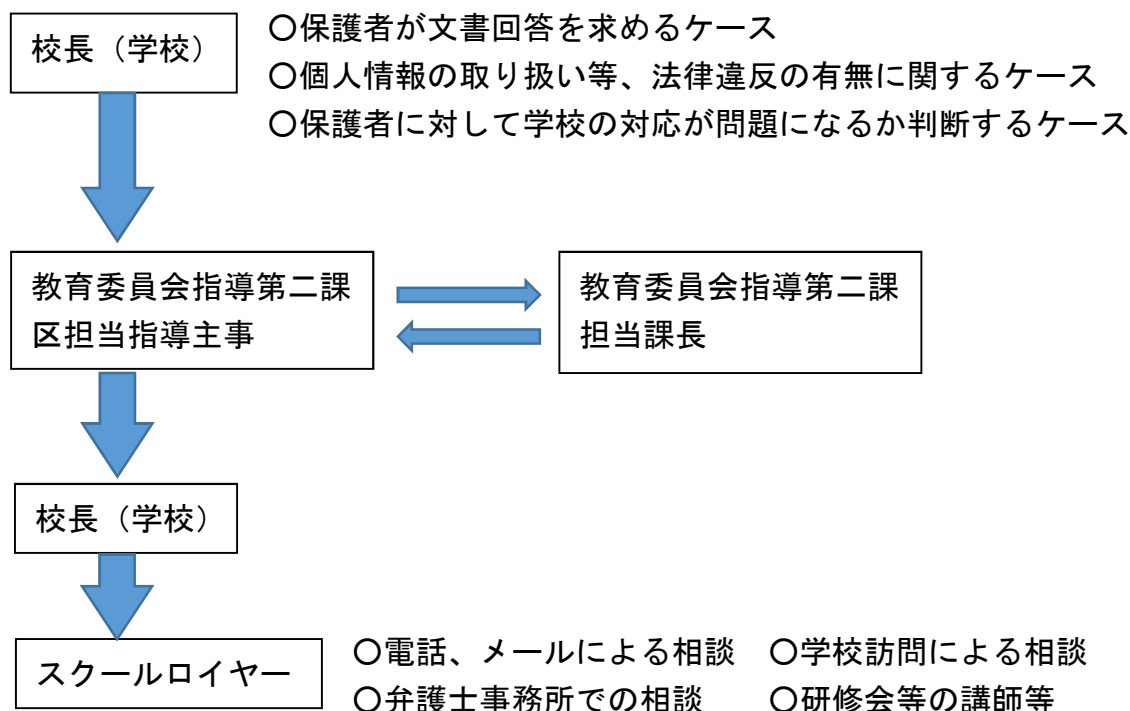
(1) 目的

児童生徒の指導上の諸問題や、保護者との間でのトラブル等に関し、学校・幼稚園（以下、学校等）がすみやかにスクールロイヤーに相談し、中立的な視点から法的助言を受けることにより、早期に問題の解決を図り、学校等が子どもに適切な教育を施すことができる環境を整える。

(2) 対象となる相談内容

- ア 軽微な内容の事案や、緊急に法的な相談が必要な事案、中立的な視点での助言・支援が必要な事案
- イ 保護者等からの訴えや相談に対して、法的な見地から学校等が対応を必要とすることが見込まれるもの
- ウ その他、学校長・園長が弁護士見解を必要と判断するもの

(3) スクールロイヤーへの相談の流れ



(4) 相談後の報告について

スクールロイヤー相談を行った学校等は、相談の方法や内容等、また、弁護士からの回答内容をまとめ速やかに教育委員会に報告する。

(5) 訴訟発展や重篤な事案の対応について

訴訟に発展する案件や重篤な事故等の事案、弁護士が市の代理人として保護者対応等の必要性がある事案等は、従前どおり「学校支援チームの弁護士相談」を行う。